

すざか乗合タクシーKURURU導入に関する取扱規則、確認書について

資料1

1. 協議事項

【取扱規則】

No	区分	表題	主な内容	改正等の内容	備考	資料No
1	一部 改正	KURURU取扱規則	KURURUカードによる旅客の運送等について、使用条件等を定めているもの	交通事業者の追加、適用範囲の拡大		2-1 2-2
2		KURURUポイント取扱規則	KURURUポイントサービス内容及び適用条件を定めているもの	交通事業者の追加		2-1 2-3

2. 報告事項

【確認書】

No	区分	表題	主な内容	関係者						備考	資料No
				協議会	須坂市協会	飯綱町	高山村	高山村協議会	アルピコ交通		
3	新規	導入に関する確認書(須坂市)	導入費用の負担者を規定し、関係者で確認するもの	○	○						3
4		運営に関する確認書(須坂市) ※1・2	ICカードシステム運営のために必要な事項を規定し、関係者で確認するもの	○	○					各事業者とも締結	4
5		運営に関する確認書(高山村) ※1・2	高山村支線交通(乗合タクシー)の精算方法を長電バス経由から加盟店方式に変更するため関係者で確認するもの	○				○		各事業者とも締結	
6		高山村確認書(7)(覚書) ※3		○			○	○	○		5
7		更新費用負担に関する確認書 ※4	ハンディ端末導入の費用負担について関係者で確認するもの	○	○	○	○				6

※1 すざか乗合タクシーと高山村支線交通の運行事業者は同一の2社である。すざか乗合タクシーへの導入を機に精算方法を加盟店方式(協議会と直接精算)に改めるため、高山村に関する確認書も新規に締結となります。

※2 須坂市、高山村の運営確認書は、運行事業者2社とそれぞれ締結します。

※3 高山村の導入時に交わした確認書について、高山村支線交通の精算方式を別途定める(資料4)旨を確認するための覚書です。

※4 更新費用負担に関する確認書は、平成30年度に更新したハンディ端末システムの開発費用を利用する市町村にご負担いただくものです。

平成30年当時は飯綱町と高山村で導入しましたが、今回須坂市も利用となりますので、開発費用を3等分するものです。

※参考資料として「すざか乗合タクシー利用ガイド」を添付しました。